

平成 28 年熊本地震等に伴う 雇用保険失業給付の特例措置について

1 ハローワークに来所できない場合は、「失業の認定日の変更」ができます。

地震等の影響により、指定された失業の認定日にやむを得ず、ハローワークに来所できなかったときは、来所可能な日に失業の認定日を変更することができます（事前の申し出ややむを得ない理由を証明する書類は不要）。

失業の認定日に来所できなかった方は、来所日の前日までの失業認定を一括で行います。

※ やむを得ない理由があると認められる場合には、求職活動実績は問いません。

2 他のハローワークでも失業認定の手続きができます。

災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、その他のハローワークで失業給付の手続きをすることができます。

※ 受給手続きに必要な確認書類がない場合でも手続きを行うことができます。

3 「災害時における雇用保険の特例措置」があります。

地震の時点で熊本県内の事業所で勤務していた方について、①災害により休業した場合、②災害により一時的に離職した場合に雇用保険の失業給付を受給できる特例措置があります。

① 熊本県内の事業所が災害により休止・廃止したために、休業して賃金を受けることができない方については、実際に離職していなくとも、失業給付を受給できます。

② 熊本県内の事業所が、災害により事業を休止・廃止したために、一時的に離職した方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます。

○ 雇用保険に6ヶ月以上加入している等の要件を満たす方が対象となります。

○ 給付制限を受けている方（退職理由が自己都合の方など）は、給付制限の短縮（3ヶ月→1ヶ月）により、給付開始時期が早まります。

○ 勤務していた事業所から発行された「雇用保険被保険者休業票」（①の場合）又は「雇用保険被保険者離職票」（②の場合）、身分証明書（運転免許証など）、本人名義の預（貯）金通帳（カード）、写真（縦3cm×横2.5cm）が必要です（ただし、受給手続きに必要なこれらの確認書類がない場合でも手続きを行うことができますので、お近くのハローワークにご相談ください。）。

※制度利用に当たっての留意事項

本特別措置制度を利用して、失業給付の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されません。

詳細な内容や、お困りのことがあれば、裏面のハローワークや労働局にご相談ください。

沖縄労働局管内ハローワーク・地方運輸局一覧表

労働局・ハローワーク	所在地	電話番号
沖縄労働局職業安定部 職業安定課	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第2地方合同庁舎 1号館 3階	098-868-1655
ハローワーク那覇	〒900-8601 那覇市おもろまち 1-3-25	098-866-8609
ハローワーク沖縄	〒904-0003 沖縄市住吉 1-23-1	098-939-3200
ハローワーク名護	〒905-0021 名護市東江 4-3-12	0980-52-2810
ハローワーク宮古	〒906-0013 宮古島市平良字下里 1020	0980-72-3329
ハローワーク八重山	〒907-0004 石垣市登野城 55-4	0980-82-2327

(沖縄県内の地方運輸局)

沖縄総合事務局 運輸部船舶船員課	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第2地方合同庁舎 2号館 5階	098-866-1838
宮古運輸事務所	〒906-0013 宮古島市平良字下里 1037-1	0980-72-4990
八重山運輸事務所	〒907-0002 石垣市字真栄里 863-15	0980-82-4772